

一般社団法人日本作業療法士協会 2027 年度 海外研修助成制度 募集要項

国際社会において、グローバル化がめざましく進展するなかで、我が国の作業療法も臨床力や研究力はもとより国際化の推進は大変重要です。本制度は会員の国際学会参加や国際交流の支援を推進することで、本会の国際貢献・人材育成に寄与することを目的としています。海外で開催される学会での研究発表や海外の作業療法に関連する臨床（教育）施設への訪問に対し、その費用の一部を補助します。

希望者は下記の要領で申請してください。会員からの多数の申請を期待します。

1. 補助対象：

海外で開催される学会における作業療法に関連する研究発表、もしくは海外の作業療法に関連する臨床（教育）施設を訪問・見学等を予定している本会正会員（5 名程度まで）

2. 補助額：最大 30 万円

交通費、宿泊費、学会参加費、海外旅行傷害保険等の発表・研修に関わる費用等の一部を補助する。ただし、Web 開催の場合には学会参加費に限る。また、必ずしも申請した額が満額支給されるわけではない。

3. 申請資格：原則として下記の条件を全て満たしていること

- ・ 募集締切日において、本会の正会員歴が満 3 年以上であること
- ・ 申請年度の協会費を納めていること
- ・ （学会発表希望者のみ）申請時に筆頭演者としての作業療法に関連する分野での学会発表（国際学会／国内学会、海外開催／国内開催、口頭発表／ポスター発表を問わない）、または筆頭著者としての原著論文のいずれか 1 編以上あること
- ・ （学会発表希望者のみ）筆頭演者として演題を登録（または予定）していること。
採択通知は申請時の提出を必須としないが、届き次第速やかに提出すること
- ・ （施設訪問希望者のみ）訪問予定施設からの研修許可を証明する資料（invitation letter 等）があること
- ・ （施設訪問希望者のみ）所属長の推薦書が提出できること
- ・ 他団体の助成金または共同研究費を取得していないこと。
- ・ 過去 5 回の募集（2021～2026 年度）で本制度に採択されていないこと

4. 募集期間：

2026 年 10 月 1 日（木）～2026 年 11 月 30 日（月）（必着）

5. 補助対象期間：

2027 年 4 月 1 日（木）～2028 年 2 月 29 日（火）

6. 申請方法

申請者は次の申請書類を協会ホームページ（国際関連ページ）より入手し、必要事項を記入のうえ、募集期間内に「11.書類提出先」まで**郵送およびメール**で提出してください。記載方法については、「海外研修助成制度申請の手引き」の「申請書作成上の留意事項」（資料7）を参照してください。

【申請書類】

<学会発表、施設訪問共通>

- (1) 履歴書（様式1）および代表論文または学会抄録のコピー（1つ）
- (2) 予算申請書（様式6）

※旅費（航空機はエコノミークラス運賃、その他公共交通機関）、宿泊費、学会参加費の領収証等は学会もしくは施設訪問終了後に提出すること。

※何らかの理由で補助対象となった学会もしくは施設訪問が補助対象期間に行われない状況となった場合、補助は原則中止される。

<学会発表>

- (3) 申込書_学会発表用（様式2）
- (4) 発表予定の海外学術集会の概要（名称、会期、開催場所など）、
発表抄録のコピー（演題登録開始前の場合は登録予定の抄録）と採択通知

※申請時に演題登録が開始されていない場合、登録予定の仮抄録を提出すること。ただし、演題登録開始後、登録した抄録を速やかに提出すること。仮抄録の内容に基づき審査を行うため、本登録において申請時の仮抄録と比較して研究内容・目的・方法等に大きな変更が生じた場合は、助成対象外となる、または助成決定を取り消す場合がある。内容に重要な変更が生じた場合は、事前に必ず事務局へ相談すること。抄録の取り扱いについては機密保持に努め、事務局及び審査員以外に開示されることはない。

※採択通知は届き次第速やかに提出すること。申請時には提出を必須としない。ただし、会期までに提出がない場合や演題が不採択の場合は助成対象外（助成取下げ）となる。

<施設訪問>

- (5) 申込書_施設訪問等用（様式3）
- (6) 推薦状（様式4）
- (7) 現地旅程表と現地での活動内容が分かる資料（様式5）
- (8) 訪問予定施設からの研修許可を証明する資料（invitation letter 等）
（コピー可。受入交渉途中の場合はその交信文書）

※海外受入先施設の選定と受入れについては、申請者（または代理人）が直接、施設と交渉すること。

7. 発表／施設訪問終了後の報告：

補助を受けた会員は、学会発表もしくは施設訪問終了後、指定された締め切り日までに、海外研修助成制度実績報告書と会計書類・報告書を提出してください。実績報告書は、本会ホームページ、機関誌、本会主催の研修会などで公開されます。また、協会から依頼があった研修会・セミナーでの発表、機関誌への投稿等においてご協力をお願いいたします。

8. 返還

支出額が補助額より少ない場合、未使用額を返還いただきます。また、用途が不明な支出や本制度とは関係のない支出があった場合、その支出分の返還を要求することがあります。

9. 辞退または中止

何らかの理由で助成を辞退、または渡航が中止となった場合、補助は中止となり、既に支払い済みの費用（旅券・ホテル料金・キャンセル料等）も補助対象外となり、全額返還いただきます。

10. 著作権とデータの二次的使用：

補助を受けた会員の実績報告書の著作権（著作人格権、著作財産権）は報告者（著者）に帰属します。報告者は、本会に、それが公益事業に役立てるために行う実績報告書の複写・複製・翻訳・翻案・要約および第三者への転載の許諾の権利を譲渡するものとします。

11. 書類提出先：

封筒の表に「海外研修助成制度関連書類在中」と朱書きの上、簡易書留またはレターパックでご郵送ください。また同時に、書類のデータファイルを下記メールアドレスまで送付してください。

〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル7階

一般社団法人日本作業療法士協会事務局「国際部担当者」宛

TEL：03-5826-7871 FAX：03-5826-7872

Email：kaigaigrant@jaot.or.jp